

第 138 期 中 間 決 算 公 告

平成20年12月19日

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均

中間貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	711,197	預 金	11,759,155
コ ー ル 口 ン	55,166	譲 渡 性 預 金	2,324,045
買 入 金 銭 債 権	409,447	コ ー ル マ ネ ー	263,750
特 定 取 引 資 産	920,793	売 現 先 勘 定	1,486,026
金 銭 の 信 託	17,541	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	95,013
有 価 証 券	5,483,784	特 定 取 引 負 債	41,859
貸 出 金	11,086,798	借 用 金	946,854
外 国 為 替	7,620	外 国 為 替	1,176
そ の 他 資 産	922,603	短 期 社 債	271,172
有 形 固 定 資 産	116,116	社 債	289,873
無 形 固 定 資 産	23,792	信 託 勘 定 借	644,661
繰 延 税 金 資 産	82,766	そ の 他 負 債	606,608
支 払 承 諾 見 返	586,031	未 払 法 人 税 等	3,508
貸 倒 引 当 金	94,987	そ の 他 の 負 債	603,099
投 資 損 失 引 当 金	5,514	賞 与 引 当 金	4,117
		退 職 給 付 引 当 金	203
		預 金 払 戻 損 失 引 当 金	823
		偶 発 損 失 引 当 金	7,718
		移 転 関 連 費 用 引 当 金	2,118
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,979
		支 払 承 諾	586,031
		負 債 の 部 合 計	19,337,190
		(純資産の部)	
		資 本 金	287,537
		資 本 剰 余 金	242,555
		資 本 準 備 金	242,555
		利 益 剰 余 金	443,112
		利 益 準 備 金	46,580
		そ の 他 利 益 剰 余 金	396,531
		海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	0
		別 途 準 備 金	341,870
		繰 越 利 益 剰 余 金	54,661
		自 己 株 式	479
		株 主 資 本 合 計	972,725
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,402
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,794
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,366
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	13,241
		純 資 産 の 部 合 計	985,967
資 産 の 部 合 計	20,323,157	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	20,323,157

中間損益計算書〔平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		299,552
信 託 報 酬	36,379	
資 金 運 用 収 益	188,050	
(うち貸出金利息)	(99,245)	
(うち有価証券利息配当金)	(76,901)	
役 務 取 引 等 収 益	33,917	
特 定 取 引 収 益	2,477	
そ の 他 業 務 収 益	31,036	
そ の 他 経 常 収 益	7,690	
		<hr/>
経 常 費 用		252,010
資 金 調 達 費 用	111,684	
(うち預金利息)	(49,488)	
役 務 取 引 等 費 用	20,305	
特 定 取 引 費 用	11,751	
そ の 他 業 務 費 用	8,190	
営 業 経 費	72,345	
そ の 他 経 常 費 用	27,731	
		<hr/>
経 常 利 益		47,541
特 別 利 益		1,388
特 別 損 失		393
		<hr/>
税 引 前 中 間 純 利 益		48,535
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,522
法 人 税 等 調 整 額		12,614
		<hr/>
中 間 純 利 益		30,399
		<hr/> <hr/>

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については、中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
その他	2年～20年
 - (2)無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,332百万円であります。

(2)投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

(5)預金払戻損失引当金

預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6)偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(表示方法の変更)

偶発損失引当金は、前中間会計期間において「貸倒引当金」に含めて表示しておりましたが、金額的な重要性が増したため、前事業年度より区分掲記しております。なお、前中間会計期間における当該金額は2,549百万円であります。

(7)移転関連費用引当金

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分してお

ります。

なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 20,252 百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は 20,114 百万円(同前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

(デリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債の表示方法)

当中間会計期間より、「特定取引資産」及び「特定取引負債」並びに「その他資産」に含まれる金融派生商品及び「その他の負債」に含まれる金融派生商品に計上しているデリバティブ取引に関し、個別の取引に係る信用リスクの軽減額を適正に表示するため、金融商品会計に関する実務指針に定める要件を満たす取引について、それぞれ相殺して表示しております。これにより、従来の方法に比べ「特定取引資産」及び「特定取引負債」は 536,724 百万円、「その他資産」及び「その他の負債」は 742,951 百万円、それぞれ減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額 総額 348,875 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,878 百万円、延滞債権額は 17,525 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権はありません。
 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 21,862 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 47,267 百万円であります。
 なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 4,509 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|---------------|
| 担保に供している資産 | |
| 特定取引資産 | 424,024 百万円 |
| 有価証券 | 1,794,433 百万円 |
| 貸出金 | 245,578 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 38,372 百万円 |
| 売現先勘定 | 1,486,026 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 95,013 百万円 |
| 借入金 | 221,712 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 696,419 百万円、その他資産 197 百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 4,472 百万円、保証金は 16,204 百万円、デリバティブ取引の差入担保金は 2,166 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 7,333,449 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 5,826,494 百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 93,895 百万円
10. その他資産には、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額 6,316 百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成 17 年 3 月 31 日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成 19 年 4 月 17 日付で当社勝訴の判決を受けました。国側は同年 5 月 1 日付で東京高等裁判所に控訴しましたが、平成 20 年 3 月 12 日付で控訴棄却の判決の言渡しを受け、同年 3 月 26 日付で上告受理の申立てを行っていたところ、最高裁判所は同年 10 月 28 日付で上告を受理しないと決定を行い、当社勝訴の判決が確定しましたので、上記納付額は全額返還される見込みであります。
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金

668,750 百万円が含まれております。

12. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
13. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号)第 2 条第 1 号 に定める標準地の公示価格及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。
14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当社の保証債務の額は 115,720 百万円であります。
15. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 667,174 百万円、貸付信託 203,534 百万円であります。
16. 1 株当たりの純資産額 588 円 77 銭
17. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国際統一基準)は、12.17%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は、下記のとおりであります。
有形固定資産 2,715 百万円
無形固定資産 3,275 百万円
2. その他経常収益には、株式等売却益 3,594 百万円、株式関連派生商品取引に係る収益 2,501 百万円を含んでおります。
3. その他経常費用には、株式等償却 11,768 百万円、貸出金償却 4,167 百万円を含んでおります。
4. 1 株当たり中間純利益金額 18 円 15 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	398,666	402,783	4,116
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	110,696	110,672	24
その他	-	-	-
合計	509,363	513,455	4,092

(注)時価は、当中間期末日における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)
該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	467,361	641,361	173,999
債券	996,449	985,603	10,846
国債	820,261	811,681	8,579
地方債	23,179	23,110	68
短期社債	-	-	-
社債	153,008	150,810	2,198
その他	3,092,939	2,968,193	124,745
外国株式	375	724	349
外国債券	2,390,061	2,280,218	109,843
その他	702,502	687,251	15,251
合計	4,556,750	4,595,158	38,407

- (注)1. 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。
当中間期における減損処理額は、14,458百万円(うち、株式11,466百万円、その他の証券2,992百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
満期保有目的の債券	-
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	292,925
関連法人等株式	35,110
その他有価証券	
非上場内国債券	288,709

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,000	2,000	-

(注)当中間期末日において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

有価証券償却有税分	45,284 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額(貸出金償却含む)	36,288 百万円
退職給付引当金	12,595 百万円
その他	16,081 百万円
繰延税金資産小計	110,249 百万円
評価性引当額	8,376 百万円
繰延税金負債との相殺	19,106 百万円
繰延税金資産合計	82,766 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	15,318 百万円
その他	3,788 百万円
繰延税金負債小計	19,106 百万円
繰延税金資産との相殺	19,106 百万円
繰延税金負債合計	- 百万円

差引:繰延税金資産の純額

82,766 百万円

信 託 財 産 残 高 表
(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	381,818	金 銭 信 託	20,927,526
有 価 証 券	7,325,120	年 金 信 託	6,510,079
信 託 受 益 権	61,964,219	財 産 形 成 給 付 信 託	9,107
受 託 有 価 証 券	440,051	貸 付 信 託	206,543
金 銭 債 権	9,391,818	投 資 信 託	22,537,130
有 形 固 定 資 産	4,396,803	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	2,912,094
無 形 固 定 資 産	34,175	有 価 証 券 の 信 託	16,514,452
そ の 他 債 権	2,596,617	金 銭 債 権 の 信 託	9,076,530
コ ー ル ロ ー ン	4,700	動 産 の 信 託	
銀 行 勘 定 貸	644,661	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	56,377
現 金 預 け 金	213,755	包 括 信 託	8,643,900
		そ の 他 の 信 託	0
合 計	87,393,741	合 計	87,393,741

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額61,946,569百万円を含んでおります。
 4. 共同信託他社管理財産 2,754,779百万円
 5. 元本補てん契約のある信託の貸出金299,134百万円のうち破綻先債権額は26百万円、延滞債権額は14,243百万円、3カ月以上延滞債権額は - 百万円、貸出条件緩和債権額は275百万円、以上合計額は14,545百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の内訳は次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	299,134	元 本	667,174
有 価 証 券	48	債 権 償 却 準 備 金	330
そ の 他	368,782	そ の 他	460
計	667,965	計	667,965

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 付 信 託

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		元 本	203,534
有 価 証 券		特 別 留 保 金	1,417
そ の 他	206,562	そ の 他	1,610
計	206,562	計	206,562

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。